

# パブリックコメントの主な流れ

## 計画等の案の事前予告

作成予定の計画等の概要や意見募集予定期間などについて事前に予告します。



## 計画等の案の公表

作成しました計画等の案を公表します。

- ・ 公表するもの 計画等の案及び関係資料（計画等の作成の趣旨、目的、背景等）
- ・ 公表方法 県ホームページへの掲載や担当課（室）・行政情報センター・関係現地機関等での閲覧、報道機関への発表など。



## 県民の皆様から意見を募集 (原則として30日以上とします)

ご意見は、募集期間、提出先などをご確認の上、郵便、ファクシミリ、電子メールでお寄せください。



## いただいたご意見の検討

- ・ いただいたご意見を計画等に反映できるか充分検討します。
- ・ 提出いただいたご意見の概要とこれに対する県の考え方を県ホームページで公表します。



## 策定された計画等の公表

注：対象にする案件は次のものです。

- (1) 県の基本構想及び県政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画
- (2) 県政に関する基本的方針を定めることを内容とする条例
- (3) 県民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料、手数料及び料金の徴収に関するものを除く。）
- (4) 広く県民の公共の用に供される大規模施設の建設に係る事業計画
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本手続が必要であると実施機関が認めるもの